長崎市教育委員会訓令第６号

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月３０日

長崎市教育委員会教育長　　西　本　徳　明

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (12) ［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(13) 職員<u>（会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に限</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table></td><td>別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (12) ［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(13) <u>一般職の非常勤の</u>職員を任免すること。</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

る。）を任免すること。			
(14) ～ (17) ［略］			
(18) 職員（会計年度任用職員に限る。）の休職又は復職を決定すること。	○		

(14) ～ (17) ［略］			
(18) ［新設］			

附　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。